

ライフにおける共通ポイントプログラムサービスの提供についてのお知らせ

株式会社ライフコーポレーション（以下、「ライフ」といいます。）は、株式会社ロイヤリティ マーケティングが運営・提供する共通ポイントプログラム「Ponta」（以下、単に「共通ポイントプログラム」といいます。）の参加企業であるライフが、ライフの店舗におけるお客さまの共通ポイントプログラムのご利用等について、以下のとおりご説明します（以下、「お知らせ」といいます。）。

なお、ライフの店舗であっても共通ポイントプログラムをご利用いただけない店舗がある場合がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントプログラムをご利用いただけるライフの店舗を「対象店舗」といいます。）。

お知らせに記載のない事項及びお知らせに別段の記載がなく用いられる用語は、株式会社ロイヤリティ マーケティングが定める Ponta 会員規約（付随するガイドライン、規定等を含みます。以下、同じ。）の定めるところによるものとします。また、お知らせと Ponta 会員規約とが相違する事項については、お知らせが優先して適用されるものとします。

第1条（Ponta ポイントの発行）

- 1 共通ポイントプログラム会員資格をお持ちのお客さま（以下、「お客さま」といいます。）が対象店舗でPontaカードもしくはデジタルPontaカード（以下、「Pontaカード等」といいます。）をご提示のうえ、商品またはサービス（以下「商品等」といいます。）をご購入またはご利用（以下、「ご購入等」といいます。）した際に、レジにて現金、クレジットカード、商品券・ギフト券、その他ライフが指定するお支払い方法（対象店舗で利用可能なものに限ります。）によりお支払をされた場合、本条にしたがって株式会社ロイヤリティ マーケティングからお客さまに対し、Pontaポイントが発行されます。なお、株式会社ライフフィナンシャルサービスが提供する電子マネーであるLaCuCa及びLCカードによるお支払いの場合にはPontaポイントは発行されません。（代ってライフポイントサービスによるポイントが加算されます。）また、Pontaカード等をご提示いただけない場合及びレジでの支払精算終了後にご提示された場合にもPontaポイントは発行されません。
- 2 前項により発行される Ponta ポイントは、お支払額に応じて発行されるものとし、対象店舗において Ponta カード等をご提示された上での商品等のお買上 1 回につき、ご購入等代金 200 円（税抜き）あたり 1 Ponta ポイントが発行されます。

ただし、タバコ、商品券、ギフト券、切手、はがき、収入印紙、各種チケット、回数券、ごみ収集券、配達料、宅配運賃、箱代、お直し代、店頭販売、自動販売機、コピー機、テナント、その他ライフが指定する商品等のご購入等にあたってはPontaポイントが

発行されません。

- 3 お客さまは、共通ポイントプログラムのご利用にあたって、1回のご購入等代金を分割して決済しPontaポイントの分割発行を受けたり、共通ポイントプログラムとライフポイントサービス等の他のポイントサービスを併用してサービスの提供を受けることはできません。また、第2条に基づきPontaポイントをご購入等代金にご利用した場合又は他のポイントサービスのポイントをご利用した場合、ポイントを利用した代金分についてはPontaポイント発行の対象とはなりません。
- 4 ご購入等代金のうち200円（税抜き）未満の金額についてはPontaポイント計算にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。
- 5 お客さまがご購入等した商品等を返品された場合には、既に発行されたPontaポイントは取り消されます。
- 6 対象店舗において発行されるPontaポイントの内容は、対象店舗の店頭等お客さまに告知したうえで変更することがあります。

第2条（Pontaポイントの利用）

- 1 お客さまは対象店舗のレジでPontaカード等を提示することにより、1Pontaポイントあたり1円相当としてご購入等代金のお支払いに充当（以下「利用」といいます。）することができます。ただし、一部の商品等（商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品）の代金お支払いには、Pontaポイントのご利用はできません。また、共通ポイントプログラムとライフポイントサービス等の他のポイントサービスを併用して利用すること等はできません。
- 2 ご購入等代金の全額をPontaポイントの利用によってお支払いされた商品等の返品を行う場合にはご購入等代金の全額を現金でお返しいたします。ご購入等代金の一部にPontaポイントを利用し、残額を現金等他の決済方法にてご購入し、その後一部または全部の商品の返品を行う事由が発生した場合には、ご購入店舗での返品処理の際に、Pontaポイント以外の現金等他の決済方法にてお支払いいただいた分を優先してお返しし、その後Pontaポイントの利用によりお支払いされた額をお返しする必要がある場合には、当該金額については現金でお返しいたします。

本項の場合においては、お客さまが利用されたPontaポイントは返却されません。また、返品可能な商品等には制限がありますので対象店舗におたずねください。
- 3 お客さまが保有するPontaポイントの換金・払戻し等はできません。

第3条（免責事項等）

- 1 共通ポイントプログラムは株式会社ロイヤリティマーケティングが運営・管理し、Pontaポイントを発行しています。このため、ライフは、株式会社ロイヤリティマーケティングがお客さまに対してPontaポイントを発行した後は、共通ポイントプログラム

の提供について、お客さまが対象店舗で商品等を返品した際に発行された Ponta ポイントが取り消される場合を除き、なんらの義務及び責任を負いません。

- 2 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ライフの委託先（株式会社ロイヤリティ マーケティングを含みます。以下、同じ。）の責に帰すべき事由がある場合、ライフもしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ライフが直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情によりライフの業務等が停止したときは、ライフはその責を負いません。また共通ポイントプログラムの変更・停止・廃止等または株式会社ロイヤリティ マーケティングが業務等を停止する等の結果損害が生じた場合であっても、ライフはその責を負わないことをあらかじめご了承願います。

第4条（ご購入情報の取扱い）

- 1 お客さまは、ライフがご購入情報（お客さまが対象店舗で Ponta カード等をご提示のうえ商品等をご購入等した際のご購入等の内容といいます。以下、同じ。）を収集し、Ponta ポイント発行等のために株式会社ロイヤリティ マーケティングに提供すること、および、株式会社ロイヤリティ マーケティングが、ライフから提供を受けたご購入情報を Ponta 会員規約第二章の定めにもとづいて取り扱うことについて、あらかじめ承諾するものとします。
- 2 ライフは、前項に定める目的のために必要な業務を、ライフが指定する第三者に委託及び預託することができるものとします。

第5条（お知らせの変更・共通ポイントプログラムへの参加の中止）

- 1 お知らせの内容変更は、ライフが運営するウェブサイトに掲示したうえで行うことができるものとします。
- 2 ライフは、株式会社ロイヤリティ マーケティングが共通ポイントプログラムの提供を継続しているか否かにかかわらず、対象店舗の店頭への掲示等の当社が適当と判断する方法にてお客さまに告知したうえで、お客さまの事前の承諾を得ることなく、共通ポイントプログラムへの参加を終了することができるものとします。

平成 30 年 5 月 29 日

株式会社ライフコーポレーション
東京都台東区台東一丁目 2 番 16 号